

第十三回国 参議院文部委員会會議録第二十三号

昭和二十七年四月三日(木曜日)午前十時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君

理事 加納 金助君
高田なほ子君
相馬 助治君
木内キヤウ君

委員

木村 守江君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
棚橋 小虎君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

國務大臣

文部大臣 天野 貞祐君

政府委員

文部大臣官 相良 惟一君
文部省社会 房総務課長
教育局長 寺中 作雄君

文部省管理局長 近藤 直人君

常任委員 石丸 敬次君
会専門員 竹内 敏夫君
会専門員

説明員

文部省管理局 柴田小三郎君
著作権課長 法貴 三郎君
文部事務員(文部省管理局) 石沢 貞義君
作権課勤務 審査室長

文部事務員(文部省大臣官房) 荻野 勉君
宗務課勤務

本日の會議に付した事件

○連合国及び連合国民の著作權の特例に關する法律案(内閣提出)

○教職員の除去、就職禁止等に關する政令を廢止する法律案(内閣送付)

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く文部省關係諸命令の措置に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出頭に關する件

○教育及び文化に關する一般調査の件(講和祝典に關する件)

(學問の自由と大学の自治に關する件)

○委員(梅原眞隆君) これより文部委員會を開きます。

最初に連合国及び連合国民の著作權の特例に關する法律案を議題といたします。最初に総括質問をお願いいたします。

○矢嶋三義君 私は國際慣例というものを知らないのですが、國際慣例上から眺めた場合に、この法律案は均衡のとれたものですか、どうですか、その点國際慣例的な立場から御説明を承わりたいと思います。

○政府委員(近藤直人君) この著作權の特例に關する法律でございますが、かような規定はイタリーとの平和条約の際にも大体同じ趣旨の規定がございますので、大体均衡がとれておると考えております。

○矢嶋三義君 極く近い例としてはイタリーの例があるだろうと思つてはいますが、書面によつて資料として出して頂きたいと思つてます。

○政府委員(近藤直人君) 承知しました。

○矢嶋三義君 次に伺つておきたい点は、第二条の定義の所で連合軍の規定をしておりますが、そうして更に第六條に關して連合国及び連合国民以外の者の著作權について一つの制約をなしてあるわけですが、現在中華民国というものは語弊があるかも知れませんが、要するに台湾政權と単独講和を結びつつあるわけですが、あれが締結された場合に中国との關係はどうなるのですか。

○政府委員(近藤直人君) 中国とは別個な協定が必要であります。この第二条の連合国の定義の中には含まれておりません。

○矢嶋三義君 まあそういう御答弁があるだろうと思つておりましたが、平和条約の第二十五条に關して連合国の定義がございまして、中国は別個にやられるのですか、その点ははっきりしたいです。それから次に伺つておきたいのは、これは連合国及び連合国民の著作權の特例に關する法律案となつておりますが、日本人が曾つての連合国に對して著作權を持つておつたような場合はどういふ法律で保護されるのでございませうか、どうなつておりますか。

○政府委員(近藤直人君) 只今のような場合におきましては、平和条約の十

四條によりまして、一連合国は、日本の商標並びに文學的及び美術的著作權を各國の一般的事務が許す限り日本國に有利に取り扱うことに同意する。一」といふ規定がございまして、これで行くのだらうと思つてます。

○矢嶋三義君 そこで私が伺つておるわけなんです、できるだけとか、或いは有利にというふうな表現をされておられますけれども、この法案で問題になるのは、戰時中に生じた著作權とか、或いは著作權などの存続期間に關する特例、殊に翻訳あたりは更に六ヶ月を延長するといふように規定されておるわけですね。そういう規定が、日本人が持つておるところの著作權についても、全く對等の立場でやられなければ、これは平和条約が兩國の對等の立場で、和解と信頼の基本線によつて結ばれたという基本に私は抵触して来るかと思つて、従つてその点を果して責任持てるのかどうか、明確な答弁を要求したいと思つてます。

○説明員(法貴三郎君) 説明員として申し上げますけれども、その点につきましましては、今度の立法が平和条約に基く立法であるといふことでございます。それから今御質問になりました点と、それから今御質問になりました点と、日本人として外國側の取扱に對して權利として主張するといふことはできないと思つてますが、連合国側が日本のために、日本の著作權をできるだけ尊重するといふことは、平和条約に書き入れておる以上は、そういう取扱をしてもらえるものと期待する、平和

條約に基く立法であるといふ点において、結局こつちがこれだけの保護を法律上与えるのだから、向うも法律上与えたらどうかといふことは言えない、こういうふうな状態であらうと思つてます。

○矢嶋三義君 和解と信頼で双方の義務を以て締結された平和条約に伴つて、我が國ではこういう關連する國內法律の整備をやるうとしておられるわけですね、当然連合国においても、平和條約締結の基本的な考え方からいつて、連合国側におけるところの國內法律も我が國と同様にこういう審議がなされておつて私は然るべきだ、それとのや

はり均衡において我々はこういう問題を審議しなければならぬと思つて、それはどうなるのですか。と申しますのは、平和條約発効の日においてこれを発効させるといふ平和條約第十四條に基いて、我々は急いでこういう法律をこしらへている。ところが我が國ではできたが、その後において連合國で立法されて、それが非常に不均衡になるといふような事態が起らないといふことを保証できるかどうか、そういう立場から……。

○説明員(柴田小三郎君) この今今提案しました法律は、第十五條の(ロ)によつて、日本國及び日本國民が負つた義務を規定したのでございまして、日本國及び日本國民の著作權が連合國でどうなつておる、どう取扱われるかといふことは、第十四條の今御説明申上げたそれによつて、連合國の出方を見てからにしなければならぬのではない

かと思ひます。

○矢嶋三義君 だから連合国はどういう出方をしているかということを知りたいのです。

○説明員(柴田小三郎君) その点につきましては、今のところまだ不明でございます。

○矢嶋三義君 その点はそれでわかりました。ではちよつと具体的なお伺いしたいのですが、翻訳権の存続期間に関する特例として、特に六カ月加算した、というものは、これはやはり国際慣例上こういうものがあるのか、どういふ意味で六カ月を加算したのか、承わりたい。

○説明員(柴田小三郎君) こういうふうな平和条約は初めてでございます。国際慣例上あつたことは私は知りません。ただ六カ月を翻訳権だけについて延ばしたのかということについては、私どもの解釈としては、著作権法の第七條に、著作権者が原著作物を発行して十年以内はその翻訳権を行使しないときは、その著作権者の翻訳権は消滅する、併しこの十年以内の著作権者がその保護を受けんとする言語の翻訳権を行使したときは、その言語への翻訳権は消滅しない、というふうになつております。それで日本語への翻訳権を消滅させないためには、著作物発行後十年以内に日本語の訳を出さなければならぬことになりまして、平和条約にこのように翻訳権のみ特に六カ月を延長してゐるのは、日本語への翻訳権を消滅させたくない、或いは連合国或いは連合国民の著作権者のために猶予の期間と申しますか、そういうものだけを特に六カ月を考慮したのじやないか、こう解釈して

ております。

○矢嶋三義君 これでは質問を一応打ち切りますが、先ほど要望しましたイタリーの資料が、それから連合国のこれに対する動き、そういうものを、外務省から手に入るだけのものを、資料として頂きたいと思ふのであります。それだけ要望して一応質問を打ち切ります。

○説明員(法費三郎君) 日本側が連合国及び連合国民の著作権を平和条約の規定する通り期間を延長する、それ故に戦争期間を連合国側は日本の著作権に對しても延長すべきである、ということとは言えないと思ふのであります。これは到底、戦争の結果生じた条約に基き立法としては、そういうことは言えないと思ふのであります。各外国において日本の著作権を行使しただけ保護するということは、ノルマルな状態における権利の内容を連合国において行使しただけ保護するということ規定して

るわけでありまして、その状態がどういふ状態であるかということ、今外務省に照会いたしまして、直ちに返事が入るかどうかというふうには期待できないのでございまして、ただちよつと参考になりますのは、第一次世界大戦のときに、やはり連合国側とドイツの間に著作権に関する条項がございまして、規定上は相当ドイツの著作権に不利な規定になつてゐるのでございまして、第一次大戦後の条約の実施は、連合国側が条約の規定通りやらない、ドイツの著作権を保護するは通常のやり方で保護したというふうな実例がございまして、今度の場合も、各外国が日本の著作権を保護してくれるという

ことは、そういう前例から言つても、大体期待できるのではないか、こういうふうな思ひます。

○矢嶋三義君 只今あなたさんは、第一次世界大戦のドイツの場合を例に挙げられて御説明になりましたが、今度は平和条約の基本的な立場から、これは問題にならないと思ふのであります。それを先ず申上げておきたい。それと、そういう前例は私頂きたくございませぬ。それからもう一つは、連合国及び連合国民の著作権が戦争期間中の分を延ばされてゐるわけですね。それに対しては、連合国において日本人の著作権を戦争期間中同様に延ばす、ということとは不可能なことだ、こういうふうな説明されましたが、それはどういふわけなんでしょうか。でなければ、対等でない、これは当然だと思ひますが、どういふわけで、日本人の外国にある著作権は戦争期間中延ばされないのか、どういふわけですか。

○説明員(法費三郎君) これは恐縮でございますが、私個人の意見でございまして、個人の意見が許されるか、ちよつと特にお願ひをしまして、私個人の意見として申上げたのであります。やはり戦争に負けた結果といたしまして、そういうことは日本側から

は、平和条約という形で連合国の日本に対する政策が決定した以上は、その内容を越えて日本側からそういう了解を取付けるということは事実上できないだらうと思ひます。

○委員(梅原眞隆君) ちよつと注意する必要があります。あなたの意見は今表されて説明しておられるのですから……。

○矢嶋三義君 随分大したものだね、卑屈になり過ぎておると思ひます。

○高橋道男君 只今の矢嶋委員のことに関連もございしますが、たしか著作権のことに關しましては、ベルヌ条約というものがあつて思ひますが、それは平和条約の議定書などによつて、条約発効後直ちに元の状態に復活してその条約が有効になるといふように解しておりますが、その点は如何でしようか。

○説明員(柴田小三郎君) 日本とベルヌの著作権条約との関係は、今の御質問の通り、平和条約に規定してゐる通り復活するものと考へております。

○高橋道男君 それならばあの条約は對等の立場で、又對等の権限を保有してゐると思ひますので、条約発効後の状態においては對等の立場において無論折衝ができるように私は考へておるのであります。それはその通りなものであります。

○説明員(柴田小三郎君) ベルヌ条約に關係した点ではそういうふうなことが言えると思ひますが、但し平和条約第十五條(C)によつて、日本国期間延長をつけられた点は、疑問があると思ひます。ベルヌ条約加盟の諸国に對しても疑問を持つております。

○高橋道男君 私が念を押したいと思ふのは、条約発効後は對等の立場である。只今矢嶋委員の質問されたのは、戦争中における日本人或いは日本国の著作権がこれと同等になるかどうかという点であつたと思ひますが、その点については平和条約において、我々としては連合国の好意を期待することはできると思ふ。又是非を言つて欲しいと思ふけれども、我々の立場

としてそれを強硬に押し主張するといふ権利がないと、こういうふうな言えるのでございませぬか。つまり戦時中の日本人或いは日本国の著作権についての保護の状態が、直ちに現在においては不明だと、こういう解釈ですね。

○説明員(柴田小三郎君) 只今の御質問については、やはり平和条約第十五條に規定してゐる連合国側が日本の著作権を行使しただけ好意的に取扱ひ、この好意を期待するより今のところ止むを得ないではないかと思ひます。

○高橋道男君 そうすると、戦争中の権利についてはどうなるかわからないというところは、そのままにおきまして、若しあいまいであるならば、そのあいまいであるものは条約発効後はベルヌ条約によつて改めて對等の立場で交渉ができるというふうに考へていいわけですね。

○説明員(柴田小三郎君) そのように考へます。

○高橋道男君 もう一点別のことでお伺ひしたいのがございまして、平和条約第十五條(C)の(1)におきまして、「公にされ及び公にされなかつた連合国及びその国民の著作物」ということがありますが、これを具体例を以て御説明を頂きたいと思ふのでございませぬ。

○説明員(法費三郎君) この問題は公にするということについて、アメリカの著作権法及びイギリスの著作権法には定義を入れておきまして、相当大量にコピーを製造いたしました。これを公に提供するという場合に、これを公にするという意味に解するといふ定義の条項がございまして、日本の著作権法にはそういう定義の条項がございませぬので、公にするといふことにかか

ら……。

ら……。

わらず、日本では創作の事実によつて著作権が発生するのでございます。この条約は、アメリカのように、そういうふうな定義を持つてゐる、それから、持っていないというふうなことが、各国の著作権法の内容が違ひます。こういう条約であるにかかわらず、今度の立法におきましては、日本の著作権法との関係においては、単に著作権と書くことによつて公にするものも公にしないものも両方とも含まれるという解釈の下に、このたびの案ができてゐるわけでございます。

○高橋道男君　そうしますと、公にされなかつた著作物というものは、日本の国内法においては著作権を認められないものをこの特例の法律によつてのみはそれも認めなくちやならんということになるわけですね。

○藤原義典君（法費三郎君）　今ちよつとアメリカの例を出してしまいましたが、アメリカではアメリカの著作権法は、公にされた著作物に関する法律でございますが、別に判例によつて保護される法体系がございます。発行されないものは著作権法以外の法制のシステムによつてやはり保護されるのでございまして、そういう点においては日本の状態と同様な状態でございます。

○相馬助治君　局長にお尋ねします。同僚の矢嶋、高橋両委員の質疑で一応明らかになつたようですが、重要な問題なので重ねて聞いておきたいのです。が、只今議題に供されてゐる法律を制定するということの意味はわかりません。これは当然の仕事でありませう。そこで今度は日本人が外国に持つてゐる著作権についてはこちらからとやかく言う筋のものではなくて、好意に期待

するのであるという説明も、今の段階においては事実の問題として了解されなくはありませぬ。併しこういう権利に関する問題を先方様の好意に期待するとしても、ただ漫然として手を束ねて好意に期待するなどという手は、政府としてはこれはとるべき途でないことも又おのずから明らかだと思つて、そこで現実の問題として、本法の成立を機として、文部当局においては外務省その他と連繫の上、積極的に日本人の外国にある著作権をやはり有利に確保するの途が必要であらうと思つて、相手があることですから、相手が開くか開かんかはそれは勿論問題はあるのでありますが、そういうことにかかわらず、積極的にこれを機会にやはり手を打つべきだと私は思つて、先ほど法費さんの説明によると、それは外務省に行つて見てもわからないだらうというけれども、そういうわからないだらうということではなくて、私はそれだけの手を政府がこの際打つべきであらうと、こう考へるのですが、それらに対してはどういうふうに文部省当局として考へておるかどうか、これが第一点です。それから第二点は、連合国側に関連ある人々の著作権を日本の国内において確保するということは、その人々だけの問題でなくて、関連するところはやはり日本の著作権をいへば、取扱つてゐる人々、官庁を意味しておりませぬ、これは著作権組合のようなものを私は意味しておるのですが、そういうものの利益或いは権利と抵触する面が具体的な問題として出て来るだらうと思つて、従つて本法制定に當つて文部当局はこれらの人々の意思を十二分に参酌

したかどうか、参酌したとするならば、それはどういう方法でされたか、この二点について局長より明らかにされたいと思ひます。

○政府委員（近藤直人君）　只今の御質問に對してお答えいたします。第一点の戦争期間中におけるところの日本人の著作権が連合国に對してどういふうな扱いを受けるか、不利な扱いを受けちや困るじやないかという御趣旨だらうと思つてございませぬが、誠に御尤もな御意見でありまして、我々といひましたは、この法律ができました後、平和条約の先ほど申し上げました四條の線に沿ひまして、勿論外務省とお話をいたし、有利な協定に参りませうに今後努力いたしたいと思つておられます。

それから第二点でございますが、これまでこの法律を作るに至りました経緯でございますが、勿論民間の学識経験者の意向を十分取入れまして、只今提案いたしました法律を作つた次第でございます。

○岩間正男君　今までの諸君の質問で大分問題点が或る点は明らかになつたと思つて、それで、それでこの法案を講和発効に伴つて上げるといふふうに一応文部省側では言つて来たわけですが、我々の義務だけを負う面が非常に多くて、それと関連して同時に我々審議して明らかにするといふ点が不明確な限りは、この法案といふやつは我々だけで責任を負ふ義務もないと思つて、もう一つ著作権組合とかそういう人々の意見があるのに、これは聞かれていない。当委員会としてそういう責任を負つて、而もこつちが先議でございます。こつちが先議なのに、一日

なんという間に上げることは、私はできなと思つて、それはどう国際的な関連を持つものですか。そういう点で先ず私は委員長に動議として提出したい点は、どうでしょうか、これについて著作権組合のそういう関係者を参考人なり何なりで呼んで、その意見を十分に聞く。もう一つは、外務省がどういふ態度でゐるのか、これを通しておけばこれに従つて外務省のほうでどうするか、こういうふうなことは、いつでも我々は片務的な義務だけを負わされる。そうして全くおかしきやり方です。そうじやなくて、少くとも和解と信頼とに基いておる条約の、而も具体的な実施の面としてどういふものが問題になつて来る限りは、これは国会としてもそういうふうな形だけで一方的に私は行くことはできない、こういうふうな思ひます。この点慎重にやはり取り運びを願ひたいと思ひます。これはすぐに提案されて大急ぎで上げるといふ性質の法案でないと思つて、如何です。

○委員長（梅原義隆君）　ちよつと速記をとめて。

○委員長（梅原義隆君）　速記を始め

○岩間正男君　簡単に伺ひたいのでありますが、それはほかでもありませんが、今朝ほどの新聞によりまして、朝日新聞に、今度講和祝典歌といふものが文部省によつて作られて、うしてこれが歌われる、こういうふうな段階になつて、何か原作者の歌が発表されておる。私はここで一つお聞きしたいと思ひますことは、この原作を

見ますという、これはまあ文部省でどういふふうな、これは決定されたかどうかまだわかりませんが、これもお聞きしたいのでありますが、非常に古代調だと思つて、この中では恐らくこの斎藤茂吉の原作と言われませぬが、一体果してこの意味を解する人が日本普通の國語の常識を以て何人いるかという問題です。例えばここに例として、恐らくこの歌だと思ひます「ひむがしがしに西（あかね）かがよひ」といふことがわかり得るか、「祖先（とほつおや）」と言つておる。「生（あ）ほつおや」と言つておる。「生（あ）れし国土（くに）につち」あらた代に今こそ映ゆれ見はるかす小野（をぬ）といふふうな、わざ／＼万葉時代の古語を用いておる。小野のことを「をぬ」と言つて、「小野（をぬ）」も木原（きはら）も香（か）ごもりて幸（さきは）ふごとしもるとともに祝（は）がざらめやも、こういう実に莊嚴調なのでありますね、それから「あたらしき朝明（あさあけ）にして峯々（たけ）のときそきへに」、恐らく「そきへに」といふふうな言葉を一理解できる日本人が百人のうち一人あるかどうかという問題であります。これはやはり古典の教養を持たなければやりに得ない。「雲はるか常若（とこわか）の困むらぎもの心さややく澄みとほる光こそ見れ」とは（和（のど）にあゆまむ」、こういうことでもあります。それで歌詞の問題とこれからわたり一つの復古的な、歌詞だけの問題じやなく、これによつて当然構成されて来るところの觀念、思想、そういうものは非常にやはり何か古代回想的なそういうものに連なつて来る。こゝが非常に私はやはり問題

になるので、これが日本の現代の新しい誕生をするのだという事で一応文部省は制定されているのでありすが、そういう時代の感覚、新しい時代に世界に伍して行こうという日本のこの方向とこれは合致するものであるかどうかが一つ、それから果してこれが国民のそういう時代感情、そういうものにびつたりして、そうして国民が本當にこのものを心から自分のものとして歌い得るものであるかどうか、どういふふうにお大臣はそういう点をお考えになつておるか、こういう点は斎藤茂吉氏に頼まれて、こう言つて来た、こういうこと

で大臣としてはこれはやはりこの原作についてはどういふお考えを持っておられるかわかりませんが、私はこれは個人がこういうような歌を作り、そして作曲家をしてまあとつかのレコード会社でやる、こういうことは差支えないと思うのですが、文部省がこれをいやくも一つの祝典歌として、これは強制はしないけれども、こういう歌ができたといつて、まあ学校とか教育委員会に廻す、こういうふうなことにふさわしい歌であるかどうかという事は、内容的には非常に問題であると思う。日本の国語教育の政策の問題から考えても、この問題はやはり問題になるところじやないか、こういう点について大臣の見解を一応お伺いしたい、こういうふう

○国務大臣(天野貞祐君) とにかく斎藤氏は今のこういう芸術のこの方面では第一人者としてすべての人が仰ぐよる人だと思つたのです。そういう人に頼むことがよいと思つたのです。内容

については御議論もあることかと思ひますが、併し私はそういう趣旨からこれを頼んだのです。それで何人も人に強いるわけでも何でもないのです。

○岩間正男君 それは茂吉は短歌の一つの長老といふことで通つております。私はやはり今申しました内容を、作つたその内容ですね、そのものが私の申しました国語教育の立場、或いは国民感情を本當に具体的にふさわしく表現しているかどうか、それから実際にこのものができたにしても、本當に意味をわかつて歌うかどうか、今までの日本のいろ／＼式歌なんか見ますと、小学校時代から意味がわからなくて、そして歌つて来た、何のこともわからなければ、とにかく教えられる、こういうふうにおおむ返しにやつている、こういうことはいやくも新しい新仮名づかいとか、新しい時代の漢字制限をやりました、国語を現代とマッチさせようとの方策をたつている文部省としては、こういう一つの新しい門出だといふことで文部省がやるに、こういう復古調を再び採用する、而も相違な復古調であります。こういうふうなことが一体いのかどうか、ここで、問題は、ここに矛盾がないとおつしやるのですか。ただ茂吉氏に頼んだから、それでできたのでそれが一番いいと思つている、そんなことじやないと思つて、私はこの作品に対する一つの今の文部政策、国語政策、こういう観点からこれに對して当然批判というものを持たなければならぬ。而も我々としては今、日本の當面している現代の新しいところから生きて行かなければならぬといところの日本の門出に當つて、こ

うような復古調といふものが果してふさわしいかどうか、その批判ですね。これが茂吉が作ろうが誰が作ろうが、そんなことは問題でない。我々はこれをフレイベートにやられるのなら何も問題ない。ただ文部省がそういう肝いりで制定され、而もそれが参考にしろ流され、歌う所は歌つてくれ、こういうことになるのですが、文部省がそういうふうにして流しますと、努力して歌う。わからなくても教えるといふことが、全部ではないにしても起りかねない。こういうことによつて国語の政策とか、そういうところが混乱とか、そういうものが起り得る。こういう点を問題にしてはいるのでありまして、だから今の御答弁では非常にフレイベートだと思つてお聞きしているのですが、如何ですか。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はこれをやつたら、国語の政策が妨げられるとか、或いはこれによつて復古調が起るとか、そういうことは考えません。

○岩間正男君 それは天野氏個人として考えるか考えないかという問題じやなく、現実の上においてどういふような働きを持つか、そういうことを検討されたのでありましようか。これはどうでありましようか、ここが問題なんです。

○国務大臣(天野貞祐君) 私はこれを受取つたばかりであります、これで何も差支ないと思つております。あなたのお申されることはあなたの見解であります。意見の違ひであります。

○岩間正男君 これは十分御検討を頂きたいと思ひますが、そういう捨鉢み

たいなことをおつしやらないで、十分御検討になつたらいいと思つた。私は今三、四点の問題を挙げまして各覚から検討してもらいたいと思つた。とにかくこういうものを我々が見ました、こういうものは新しい時代へ発足するものとしてふさわしいとは考えられない。こういう方を以て新しい時代の門出にできるかどうか、国語のほうでは、實際これは解釈しなければならぬ。新聞自身身強の中に入れて解釈しております。それで解釈しなければならぬ、こ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

ういふようなふたつと来ない、直截に来ないような、こういうような歌詞を以てこ

我々の想像する以上に私は大きいと思ふのです。そういう観点からやばりこの問題は考えなくちやならんじやないか、確かに私たち小さい頃、陛下からお言葉賜りまして意味がわからなかつた。その言葉の意味を我々は理解するために、早速一週間或いは二週間を費して先生がたから講義を受けたものでございます。而もそれが大概時事的に取扱われて、入学試験の問題に出たとかいうようなことを考え、又歌にしまして意味がわかりませんで、何かの行事のときに国家的な歌が制定されますと、直ちにその説明を相当時間かけて教授を受けて、そうして歌つておつた、こういうことは戦後非常に批判されて、御承知の通り陛下の我々に賜りますお言葉も非常に口語体でやさしくなりました、一般国民でありましたら、人に指導はできなくとも、少くとも新聞に発表されたそれを見ますと、大体陛下のお氣持がわかるというようになつて参つております。更に奉祝歌と一般の歌とは違ふかも知れませんが、今の国民大衆にうけられる歌というものは、文学的な立場から言つて調子が低いのかも知れませんが、併しどの歌も歌曲はうまくできておりますが、歌詞は非常に簡単です。例として適當かどうかわかりませんが、非常にうけておるところの三つの鐘にしても、向う三軒両隣りにして、これは適當な例ではございせんけれども、非常に歌詞は簡単でございします。歌曲も非常に国民感情にびつたりして、現在の大家諸君から愛唱される。これは私は戦前並びに戦時中の歌のあり方と戦後は大転換してあるものである、こういうふうと思つておりま

す。この奉祝歌を平和条約発効に當つて……私も今朝の新聞を見て、私自身国語専門ではありません。岩間君のよるな分析はできませんけれども、とにかく何のこともわからなかつた。わけのわからないこういう歌を初めて文部省の手で出されるのが時宜に當つておるのかどうか、こういうことは私としてもどうしても賛意を表することができないわけではあります。更にお伺いしたい点は、こういう新しい時代を画するに當つて、強制的ななくても、一つ歌を歌つて、そうして新しい日本の門出を国民挙つて祝おう、その意氣を以て、新日本の再建に邁進しようという、こういう一つ一つのきっかけにするためにお互いの歌を歌ふといふことは結構だと思つて、それが本ならば私は文部省として公募するべきではなかつたかと思つて、それが本當の国民から燃え上る歌で、国民がみんな歌えるところの本當に国民ごぞつての祝祭日に、歌う奉祝歌となるのじやないか。それをともかく斯界の長老と言へ、斎藤先生を指名して、而も寺中局長の言葉を以てするならば、一切任したのでありますれば、斎藤先生から書かれた歌詞には一言も文部省としては嫌を寄れなかつたと思つて、そこに歌人としての斎藤先生の個性というか、趣味というものが非常に多く出ている。そういう歌詞を新らしい時代を画する奉祝歌として今出されることは果して適當かどうか。さつきから非常に大臣は強く出られたようでありませうけれども、私は本心は、大臣にしても局長さんにしても本心は、お願いしたけれども、出て来た歌詞というものはこれは余りに、これはという

ので私はびつくりされておるのが本心じやないかと思つてございしますが、公募されなかつたこと、今後何か善処される御意思はないか、承わりたいと思つて、大臣の御回答を得たいと思つて、

○国務大臣(天野貞祐君) 御意見として承つておきます。

○矢嶋三義君 公募の問題は……

○国務大臣(天野貞祐君) 公募にはいろいろの論があります。公募しますと極く平凡な歌ができる。だから何かいい歌を作るには、或る人に頼んだほうがいいといふ論が非常に強いです。

○高田なほ子君 大臣にお伺いいたしますが、只今の答弁の中で非常に私大きく考えさせられておる問題は、式典の問題なんです。これは民間でも冠婚葬祭といふことは一つの式典として考へられておりますし、時代の流れに沿つてその式典は合理的に簡素化されて行きてつあると思つて、今度の講和発効に際する国民式典も又やはりそういうたような時代の流れに沿つて簡素化され合理化されて行かなければならぬと思つて、ところが先ほど寺中局長の話では、斎藤先生さんのわけのわからぬ歌を、これを式典の一つの何ですか、莊重を増す意味ではないでしょうか、そういう意味があると思つて、すが、わけのわからぬ歌を式典に入れるといふようなことは、その式典を簡素化、合理化させる方向とは非常に違つて来るのではないだろうか。ずつと戦時中もありませうけれども、式典といふは何かわけのわからないものを持つて来るに莊重な感じを与えるといふような誠に神がかり的な考え方から、特に式の日なんかには校長さんなん

かでも言葉を非常に、わからない言葉をわざと使つたものなんです。一つ笑話があるのですが、入学、私の次男が一年に入りましたときの入学式に、天皇陛下のお言葉をいろいろ出して、こういう御趣旨を奉戴して云々といふことを言われた。そのときに家の息子が家へ帰つて来て、お趣旨を奉戴するといふのは何だ、ライオンに纏帯するのかがさういふ質問を受けて、私はあいた口が塞らないような思ひをしたのです。すが、さういふたような馬鹿げた過去の姿に戻りつたやうな思ひの中に進め典がさういつたやうな考えの中に進められて行くことについては非常に私は疑義を持つのです。式典の合理化、簡素化、さうしてその式典を通して日本の民主化への眼を高めて行くといふことは、やはり文部省あたりの相当にお考えにならなければならぬ点じやないか、こういうふうにご考慮を伺つて、これに対する大臣の御所見を伺いたいと思つて、

○国務大臣(天野貞祐君) 私はわからないうわからぬとおつしやつたのです。が、わかりにくいといふことは確かにそれが、先ほど申したように、もつと平明であつたほうがいいかも知れませんが、これも、これはよく説明をし解釈すれば人に理解できないものではないのです。わからぬといつても、わからぬといふことが幾ら解釈してもわからぬやうなものじやないのです。それで又先ほど申したように、毎日やるわけではない。その式典にやつて日本語の美しさといふものを國民が感じるの私はよいのではないか。先ほどの公募といふお話もありましたが、公募も勿論悪いとは言いませんが、公募にも

公募の難点もあるのだから、私はこれによいと思つております。

○委員長(梅原眞隆君) 法案の審査に進みたいと思つて、御異議ございませんか。それで先ほど岩間君の参考人を呼んでもらいたたいという動議が出ておるのですけれども、どういたしましよるか。

○堀越儀郎君 速記をとめて下さい。

○委員長(梅原眞隆君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め

○矢嶋三義君 本日議案は三件ここに上程されておるのでございしますが、簡単に大臣に質問申上げたいと思つて、

先ず連合國及び連合國民の著作権の特例に関する法律案、これにつきましては先ほど局長と質疑応答を行いました。これはイタリーの例もございします。これは、國際的な慣例という立場から資料を頂いて、更にはこの法律案は平和条約第十五条に基いて出されておるのでございしますが、平和条約は和解と信賴、對等という基本線において締結されたものでありますので、我が國の國民並びに我が國の外國に持つ著作権との関連もございします。で、そういう点につきまして、もう少し資料を出して欲しいといふことを要望したのでございしますが、この点につきましては、對等という立場から、今後大臣に御善処願ひたいという点を要望して、この点に對する質問は先ほど局長に對していたしましたのでやりませぬ。

質問申上げたいのはポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に関する件に基

が約七千人でございます。現在まで不適格の判定を解除された者が六千五百ばかりでございます。只今残つておりますのが六百七十名余りでございます。

○矢嶋三義君 復職した人は……。

○説明員(石沢貞義君) 復職した人は今ちよつとわかりません。……

○矢嶋三義君 復職した人の数はあと……

……

○説明員(石沢貞義君) 恩給のことに……

……

○説明員(石沢貞義君) さようでございます。

……

○矢嶋三義君 現行ベースにスライド……

……

○説明員(石沢貞義君) さようでございます。

……

○矢嶋三義君 恩給権を回復する人の……

……

○矢嶋三義君 恩給権を回復する人の……

……

ベースはスライドされると言いますが、その予算化、その方面はどうなつておられるか。それから三カ月後の、残務整理された場合の、地方は少いと思ひますが、若干おられますけれども、それと中央の職員の方で、さういふものはどういふふうに考慮されま……

○説明員(石沢貞義君) その点につき……

……

○説明員(石沢貞義君) 交渉してござ……

……

○矢嶋三義君 交渉してあるのです……

……

○説明員(石沢貞義君) 交渉してござ……

……

○矢嶋三義君 総務課長がお見えにな……

……

○説明員(石沢貞義君) 交渉してござ……

……

○矢嶋三義君 総務課長がお見えにな……

……

○説明員(石沢貞義君) 交渉してござ……

……

条約発効と同時に、今まで軍国主義者とか、或いは極端な国家主義者というものを排除して来た、さういふ考え方の……

○政府委員(相原惟一君) お答えいた……

……

○政府委員(相原惟一君) お答えいた……

……

○矢嶋三義君 明確化するためには……

……

○矢嶋三義君 明確化するためには……

……

○政府委員(相原惟一君) さようござ……

……

○矢嶋三義君 それでよくわかりまし……

……

○矢嶋三義君 それでよくわかりまし……

……

○矢嶋三義君 それでよくわかりまし……

……

職に関する就職禁止の勅令、それから教職員の……

○政府委員(相原惟一君) 現在約六百……

……

○政府委員(相原惟一君) 現在約六百……

……

○矢嶋三義君 先ほど大臣に総括質問……

……

○政府委員(相原惟一君) 矢嶋先生の……

……

○政府委員(相原惟一君) 矢嶋先生の……

……

○矢嶋三義君 それと逆に、占領政策……

……

○矢嶋三義君 それと逆に、占領政策……

……

○矢嶋三義君 それと逆に、占領政策……

……

をしたというより形を除去されてお……

○政府委員(相原惟一君) 現在約六百……

……

○政府委員(相原惟一君) 現在約六百……

……

○矢嶋三義君 先ほど大臣に総括質問……

……

○政府委員(相原惟一君) 矢嶋先生の……

……

○政府委員(相原惟一君) 矢嶋先生の……

……

○矢嶋三義君 それと逆に、占領政策……

……

○矢嶋三義君 それと逆に、占領政策……

……

○矢嶋三義君 それと逆に、占領政策……

……

げたいと思います。

○矢嶋三義君 もう一点お伺いいたしますが、先ほどあなたのごころの職員は十六人いる、中央の道格審査委員会が廃止されると同時に文部省に吸収される見込みだということをお承りなされたが、若しこういう人が退職されるような場合、これは先国会で通過した定員法に基づく職員の給与の取扱、あつても適用されないかどうか、それが一点と、それから地方の道格審査委員会には定員を与えていないと話されましたが、事実上専任に二人二人いると思ふのですが、こういう方面の退職される人への取扱といふ事か、思ひやりといふのですか、そういうものをどうういふふうにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(相原惟一君) 最初の点につきましては、昨年各省の行政整理の計画を立てました際に、公職道格審査事務も縮小される。現在のように事務を全然廃止するということは当時まだ考へておりませんが、事務の縮小は予期されておりましたので、その半減を六月三十日まで、即ち行政整理が終了する期間までに落す、それ以降は省内での配置転換をする、こういうふうに考へております。現在のところまだ事務が、委員会も残つておりますし、それから六月三十日までにはまだ残務整理もあるわけでございます。それでありますから退職人員といふふうに見込んでおられます。その半減は別として、行政整理の対象とは考へておりません。でありますから、普通よりも多く退職金をもらふといふことはあり得ないといふふうにお考へてお

り得ないといふふうにお考へてお

す。第二の点につきましては、これは石沢室長からお答えしたと思ひますが、大体道格審査の仕事は、地方では大體地方課であるとか、庶務課等では市立学校等の事務と一緒にやつておられますので、この仕事も廃止されたから行政整理その他の問題は起つて来ないと思つておられます。

○矢嶋三義君 最後にお伺いしたいと思ひますが、公職道格審査に伴う法律の廃止とか、或いは教職員の除去に関する政令の廃止、こういうものが平和条約の発効と同時に現われて来るわけですか、私は戦争責任といふものを言つた、これは当時一億総懺悔といふことを言われまして、それは勿論戦争責任はあるかも知れませんが、戦争責任といふものは現に私はあると考へております。我が国が平和条約の発効によつて独立した機会に、独立後においてもそういう制約があるといふことは、民族としても、又個人としても、まあブライドが許さないからそれは解除するだけであつて、私は公職であるが……、特に教職においては私は戦争責任といふものは何人かにはあるし、それは敵としてやはり自主的にあらしめるべきだ、それが私は新憲法を守り、又日本の新しい平和的な民主国家の建設といふことにおいては欠くべからざるものだと思つております。平和条約発効と同時に、そういうものは一切ないのだ、戦争責任といふものは誰もいないのだ、あれはやつぱり当然だつたのだといふように私は若しも考へる国民があつた場合は、これは再び軍国主義といふものも大した時日を要せずに再興して来ると思つて。それで私は太平洋戦争の禍いを転じて福となすといふこと

は絶対にあり得ないと思つてお

は絶対にあり得ないと思つてお

○政府委員(相原惟一君) 若し教職者の中に戦争責任を負うべきものがあると仮定いたしました。それらの人々は勿論再び教職に関係すべきでないと思ひます。そういうためにはこういうふうな特別な制度を作らないでも、制度を存続しなくても任命権者の良識で以てそういう好ましくない人が教職に就くことを阻止することができると私は考へておられます。

○矢嶋三義君 戦争責任といふものを、あなたはどう考へているか。近頃は戦争責任者がないうちに、といふふうにお考へている国民が多いのですよ、それをどう考へていらつしやるか。こういう法律を出される以上、一つの考へ方があると思つて、それを承りた

い。

ます。それには今後こういうような制度でなくとも、任命権者の良識を以て行動するならば、そういう戦争責任者が教職に関係することを阻止することができると私は考へておられます。

○岩間正男君 大體矢嶋君の質問で尽きておられるのでありますが、やはり最後に質問された点が非常に重要な問題だと思つて。そこで私は二点伺いたいのですが、大體今度のいわば追放解除、こういうことによつて、こういう人たちが今日の置かれておられる情勢、言ふまでもなくこれはジャーナリズムなんかでは逆行だといふことを言われ、そして軍国主義的なものが非常に復活しております。これは敵うことのできない事実です。こういう態勢の中で、やはり軍国主義復活の一つの要素になるのじやないか。併しそういうものを抑える方法ですね、これについては文部省は今言つたような任命権者だけにこれは任してできる、こういうふうにお考へていらつしやるのですか。任命権者にこれは任して、十分にそういう精神を徹底することができ

る。これに対する保証が私は弱いと思

う。そういうことだけではこれが再び軍国主義の母体になる可能性を持つのではないか、こういう点に対する措置としては、文部省はこれだけで十分できるといふふうにお考へておられるか、この点伺いたい。

○政府委員(相原惟一君) 岩間先生の

しては、そういう制度を設けることと、それからそういう制度を廃止して、今後任命権者の良識に待つといふような、そういうこととの間の、一つの利害得失を十分研究いたしました結果、やはり従来のような占領政策に基くところの教職道格審査制度といふものはこれを全廃する、そして、あとは任命権者の良識に待つのがいいのではなからうか、そういう結論に到達したならばこそ、今度こういう法案を提出するゆゑんでござります。

○岩間正男君 この点は議論になりま

すから、そのところはもういろいろ意見を述べ合ふことはやめるわけですが、併し文部省の今までの行政の中で、この欠格者を事務的に取扱う、形式的な方法で以てきめられた基準で、やつて行くといふことであつたんですか、どうですか。併しこういうふうな欠格者を新たに採用することができるといふ条件ができたんですか、そういうときに、今までとにかく追放されたといふのは、それだけにつきりした理由があつたわけですが、そういうものに対する一つの何といふんですか、これは大きいえば文部省の政策の中で、これをその後のいふやうな当人の変化といふものについてこれを調べる

とか、そういうふうなことはなされたことではないわけですね、全然それはないわけですね、ただ形式的には一応追放されて……、そういうことについて、その傾向とか、それからその後の行動といふものについての調査といふものはないわけですね。それから今度は、今度の平和条約の発効に伴つて總括的に全部解除する、こういう形で、そこに積極的にならうといふ人たちが

○政府委員(相良惟一君) 例えは旧朝連、そういう旧朝連なんかが入つておられます。
○岩間正男君 旧朝連の日本の先生で、先生もあつたと記憶いたしております。
○岩間正男君 入つておるんですか、朝鮮人も、それからとは全部旧朝連ですか。
○政府委員(相良惟一君) この団体等規正令の条項に該当いたしました団体というものは朝連だけでございます。
○岩間正男君 そうすると、この旧朝連というふうな人たちは団体等規正令の適用を受けたという関係で、これだけは特に残されるわけですか、これはどうなんですか。それについてはその後の動向なりを調査されて、そうしてできるだけ、こういうものは解除されるならば私は同時に解除するのが至当だと思ふ、それでしよう。一方では今までの過程の中で追放された人たちに於いてはいろいろ審査をされて、その過程で動向を調べた、こういうことでは解除され、追放されたそのときの役員とか何とかで、追放になつたそういう人たちの動向についても、これは同時に調べておるのであるか、そうしてこれについては、どういふような具体的な方法で以て今度の解除に向うのか、このことをお伺いしたい。

○政府委員(相良惟一君) 六百七十人の内訳を申し上げますと、そのうちの四百八十名というものはいわゆる職業軍人でございます、残余の百九十名、これは戦争犯罪人が十四名、占領政策違反というものが十六名、それから残余の六十名と申しますのが団体等規正令によつて解散されました団体の役員が六十名、こういうことになつております。
○岩間正男君 その六百七十人のうちにはどういふ役員がありますか、その解散された団体の役員といわれますが、具体的に伺いたい。

○政府委員(相良惟一君) 現在若しこの法律が通りまして、施行されるまでの間は依然として再審査制度が存続するわけでございますので、その期間中にできるだけ解除の措置を講じたいと考えております。これはやはり関係方面の了解を求めなければなりませんので、目下関係方面と折衝中でございます。
○岩間正男君 こういうところだけ選りなつたのはどういふ理由なんですか。私は同時にこれは少くともやるべきじゃないかと思うのです。まあこの解散に該当した問題については内容的にこれは議論しません、議論すれば長くなる……、少くとも同時に、こういうことは政府のほうで努力してやらなければ非常におかしいと思ふ。もう一つは占領政策違反というものが十六人残つております。これは占領政策違反の問題も、恐らくこれはいろいろ問題で今度は不問に付せられることになるだろうと思ふ。そうしますと、こういうものについてはこれはどういふふうにするか、この二点。
○政府委員(相良惟一君) 解除の措置を講じますのは、先ほど申しました通り関係方面の了承を得なければなりませんので、私もいたしましたはずでございます。同時に解除の措置を講じたいと思ひまして、すべての材料を関係方面に提出しておりますが、先方の了解を得ましたものから順次解除の措置を講じたわけでございます。さういふ関係からまだ残つておりますが、これらにつきましても従来と同じ措置が講ぜられるように折角努力中でございます。
○岩間正男君 今は考慮中で努力をしておられる、こういうわけですか、これは向うで考慮中で、そうしてこれについて努力をしておる……。
○政府委員(相良惟一君) その通りでございます。文部省といたしましては、できるだけ一人も未解除者が残らないように講和条約発効までにさういふ努力を継続して行きたいと思ひます。
○岩間正男君 見通しはどうですか。
○政府委員(相良惟一君) 現在までのところはまだはつきりいたしておりません。できるだけ努力しております。
○相馬治治君 公職資格審査委員会を通つたものでも教職員資格審査会を通つたものがあつたことは御承知の通りであります。これはやはり私は今度の解除についても与える影響が大分違つて来ると思ふのです。で、この法令に連関して一点伺つておきたい点は、公職資格審査委員会の判定によつて追放されたものが、解除されて今度は何か役職に就く場合に、例を以ていたしますれば当参議院の専門員にこのかたが就任するについても、委員会において一旦追放されたかたであるという立場から、我々は慎重に議論し、そうしてその追放された当時の役職というものを勧奨し、妥当でないかたに対しては我々はこれは否認して参つたわけですか。又選挙に立つ場合には一般の大家がその人を審査する、解除されておられるけれども議員として妥当であるか妥当でないかということ、やはり大衆の決定によつて、いわゆる投票という手段によつてその人を審判すると思ふのです。ところが、教職員の除去、就職禁止等に関する政令が廃止されまして、一人も残らず再び教職に就き得るやうに相成るといふことは、その関係ある人々のためには私は非常に喜びに堪えませぬけれども、同時にそれらの人が善悪その他によつて非常に戦争を煽り、日本の誤まれる軍閥當時の考え方の期間をしたやうな者が依

然として自分の偏見を改めることなく、ただ時間的経過を辿つて今日に至り、突如として自由の身となり、そして一任命権者によつて任命されて、再び或いは大学教授等の職に就くといふことになりますれば、法律的にはいささかも差支えないかも知れませんが、私も、私は新日本建設という段階からは事は極めて重大ではないかと思ふのです。で、その一つの具体的な実例を挙げますと、私は三日ほど前に或る大学の教授に会いました。ところが、その人の話によると追放されてい

た人で、極めて考えの偏狭な人が先般解除になつて、今度突如として主任教授として返り咲いておる。で、私たちが何が何だかわかりません。こういうことを若い学徒である教授が言つていたわけなんです。私はここでその名前を申し上げますが、必要とあらば文部省に個人として申上げてもよろしいのです。そういうふうにいいたすると、私はどの法律案に連関するので、一体文部省はそれらに対して今後どういふ指導をされ、どういふ道義的な意味において国会の責任を果されんとするのであるか、それらの用意があらばこの際承わつておきたいと思ひます。
○政府委員(相良惟一君) こういうふうな一般的な就職制限の制度が廃止されますと、先ほどから繰返し申し上げますように、任命権者の責任というものが従来より非常に重くなつて来ると思ひます。私も、私もいたしましたし、文部省を講じまして、このやうな制度がなくなつたその結果、困つた事態が生じるというやうなことはないやうに、でき

るだけの措置、例えば先ほど矢嶋先生にお答えいたしましたような、今後この制度廃止の趣旨、それから今後任命権者のとるべき方途、その他については十分徹底して行きたいと考えております。

○相馬助治君 妥当にして適切な方法途を考えておられるというお話を聞いて、当然であろうと思いますが、先ほど矢嶋委員の質問に対して、具体的なことを説明されたのでしたら、あとで速記を見て私も承知いたしますが、具体的なことには触れていないのであります。私はやはり文部省の責任が非常にこれは重大だと思っております。いわゆるもうあの人は教職に就ける資格があるのだというところは、これは消極的な意味において資格が生じたかと思うのです。いわゆる職務をするための支障が取除かれたに過ぎないと思っております。そこで今度は具体的にその人を採用いたしました場合には、文部省といたしましても特別な尺度があるはずであろうと私は思うのです。従つて、もう少し具体的な問題について更に、矢嶋委員の質問に答えていなかつたならば、突つ込んでお聞きしたいと思います。

○政府委員(相馬君) 先ほど矢嶋先生に任命権者に注意を促すというようなことも一つの方法であろうと思いますが、このようにお答えしたのであります。このように規定してありますところの一つの基準と申しますか、極端な国家主義者、軍国主義者の就職は望ましくなく、そういう趣旨は、今後その精神は残つて行くのだというのを任命権者に徹底させたいと、こういうふう

考えております。
○高橋道男君 形式的なことでは第一号の存続効力を有する期間もそれで終るのでございませうか。その点だけお伺いしておきます。
○説明員(萩野勉君) お答え申し上げます。只今お話のありましたこの十二月二日以後で宗教法人令による宗教法人はなくなるというふうなお話のようになつたわけではございませんが、そのようなお話の理由はございせんが、このボツダム政令等の廃止に関する法律案を立案いたしました際は、このよう現在の適格審査制度を全廃するといふ、そこまではまだ至っておりませんでした。いろいろ具体的な策を考究中ではございしたので、当時といたしましてはボツダム政令廃止等の法律案の中に入れての考えはなかつたわけではございます。それだけの理由でござい

○委員(梅原眞隆君) 総括質問について他に御発言はございせんか。……御発言がなければ、この各条項について御質疑のあるかたは御発言を願います。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め。次にボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案を議題といたします。

これに対して総括質問のあるかたは御発言願います。

○高橋道男君 逐条で一点だけ……。本法案の大臣の御説明によりますと、第一号の第一号ですね、それに關連してこの旧宗教法人令による宗教法人が存続している関係上、これを存続するのだという御説明であります。その宗教法人令はたしか今年の十二月

二日でなくなると思つております。効力がなくなると思つておりますが、この第一号第一号の存続効力を有する期間もそれで終るのでございませうか。その点だけお伺いしておきます。
○説明員(萩野勉君) お答え申し上げます。只今お話のありましたこの十二月二日以後で宗教法人令による宗教法人はなくなるというふうなお話のようになつたわけではございませんが、そのようなお話の理由はございせんが、このボツダム政令等の廃止に関する法律案を立案いたしました際は、このよう現在の適格審査制度を全廃するといふ、そこまではまだ至っておりませんでした。いろいろ具体的な策を考究中ではございしたので、当時といたしましてはボツダム政令廃止等の法律案の中に入れての考えはなかつたわけではございます。それだけの理由でござい

宗教学法人は新しい宗教法人になるまでは存続する、その旧宗教法人が存続している間は宗教法人令というのが適用になつていくというふうな規定になつておるのであります。従つて旧宗教法人として存続している間は、宗教法人令というものの存続があるのであります。従つて今回のような措置は神社の場合にとられる必要が生じて来たのであります。

○高橋道男君 念を押してもう一度お尋ねをしておきたいのは、神社などがその所有する宝物について登録してある場合は、宗教法人令の規定による宝物と見なす、これはわかるのであります。宗教法人法によつて手続をして引続きはできますが、この宝物などの登記については一応効力がなくなるような現在の宗教法人法であるというところが言われますので、宗教法人令が適用されなくなつた場合には、つまり宗教法人法だけが生きていくという場合にはその宝物などの登記の効力もなくなるのじやないか。この効力もなくなるのです。その場合には宗教法人令の効力がなくなつた場合には、同時にこの法案による第一号第二号の効力もなくなるのじやないかというところをお尋ねしているのであります。

○説明員(萩野勉君) お答えいたしました。旧宗教法人が一つも存在しなくなるといふふうな事態になりますと、それは大抵宗教法人法施行三カ年後が最大限というふうな二応予想できるのであります。その場合には、……現在神社も宗教法人会による宗教法人として存続しているわけでありまして、その必要もなくなるわけです。で

すから、このような今回の存続の措置も、その場合には必要がなくなりまして、これは廃止せられていいものであります。
○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言はございせんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 本法案に対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。
○矢嶋三善君 私は本法案に賛否の意見を表明いたします。平和条約発効を期して本案が提案されたことは、誠に時宜に達したものと賛意を表明するわけでございます。ただ、第一号の第一号の学校施設確保に関する政令、これは今後に残されるわけではございますが、この点につきましては、先般我が参議院の本会議におきまして学校施設の確保の決議案が可決されているわけでございます。その決議案の趣旨を政府は十分体して、第一号第一号の学校施設の確保に関する政令の趣旨を十分徹底せしめるよう強く要望いたします。その具体的な当面の問題といたしましては、合同委員会を前にいたしました予備作業班の作業には、午前中も質疑をいたしました。文部省として重大関心を持つて積極的に参手をいたしたことによつて、この第一号の精神を十分二分に遂げ、本院の決議案の趣旨を十分実現されるよう務める努力をいたすことを強く要望して、賛成の意を表します。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言はございせんか。……御意見は尽きた

すから、このような今回の存続の措置も、その場合には必要がなくなりまして、これは廃止せられていいものであります。
○委員長(梅原眞隆君) 他に御発言はございせんか。(「なし」と呼ぶ者あり) 本法案に対する御質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。
○矢嶋三善君 私は本法案に賛否の意見を表明いたします。平和条約発効を期して本案が提案されたことは、誠に時宜に達したものと賛意を表明するわけでございます。ただ、第一号の第一号の学校施設確保に関する政令、これは今後に残されるわけではございますが、この点につきましては、先般我が参議院の本会議におきまして学校施設の確保の決議案が可決されているわけでございます。その決議案の趣旨を政府は十分体して、第一号第一号の学校施設の確保に関する政令の趣旨を十分徹底せしめるよう強く要望いたします。その具体的な当面の問題といたしましては、合同委員会を前にいたしました予備作業班の作業には、午前中も質疑をいたしました。文部省として重大関心を持つて積極的に参手をいたしたことによつて、この第一号の精神を十分二分に遂げ、本院の決議案の趣旨を十分実現されるよう務める努力をいたすことを強く要望して、賛成の意を表します。

ようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案を問題といたします。本案を可決することに賛成のかたの御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 全会一致でございませう。よつてポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く文部省関係諸命令の措置に関する法律案は全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することにし、御承認願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書には多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成なされたかたは順次御署名を願います。

多数意見者署名

- 加納 金助 相馬 助治
- 高田なほ子 堀越 儀郎
- 木村 守江 棚橋 小虎

高橋 道男 岩間 正男
矢嶋 三義

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始めして下さい。この学問の自由と学園の自治に関する問題につきましては、先ほどお手許に廻した文案で集約することにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。

それでは私から、先ほど懇談の時に朗読しましたが、委員会が改めて朗読いたします。

今次の東大事件に関連して、本委員会は学問の自由と大学の自治について、救済にわたたり、関係者の意見及び証言を聴取し、審議を重ねた結果、茲に左の諸点を明確にし、もつて関係当局に対し、今後、十分なる善処を要望するものである。

一 思想の自由、及び学問の自由

は、憲法第十九条、及び第二十三条によつて保障される、国民の基本的権利であり、文化国家の基礎条件であることは、言をまたない所であるが、現下、わが国の状況に對しては、其の重要性を政府当局に對して特に指摘しなければならぬ。

二 従つて、警察権をもつてする、思想の取締、特高警察の復活に類するような行動は、嚴重に排除されねばならない。

三 大学は、真理の究明、学問の研究を其の最高職分とするものであつて、大学の自治は、大学の生命

ともいふべき、この学問研究の自由を達成させるために存するものであるから、其の法的根拠は、学問の自由と同じく、憲法第二十三条にもとめらるるものであると共に、この大学自治は、既に一般に承認され、かつ、確立された社会的伝統であるといわねばならぬ。

四 もちろん、大学の自治も、治法権的な特権を意味するものではない。しかし、警察が、いわゆる治安維持の名において、学内において、一般的に警察権を行使しようとするとすれば、大学の自治、ひいては学問の自由を全く否認することと異なるところがない。

五 昭和二十五年七月二十五日附、「次官通達」は、警察権に對するこの大学自治のいわば最小限の要求を示すものであつて、今後、兩者の限界線に関する適切かつ妥當な基準であることを確認する。

六 ただし、この「通達」の運営に際しては、今次東大事件に類する不祥事を繰返さないために、学校当局と警察当局とは、平常、十分な意思の疏通と、緊密な協力関係を確立しておく必要があり、また、所轄警察署の、責任者及び担当係官の選任に當つては、警察当局は、その適格性を慎重に考慮すべきものである。

七 大学が、自己に認められた、学園の自治を擁護するためには、学校当局のみならず全教官も関心と責任をもつて、学生の教授と指導に任じ、学生もまたこれに

え、相協力して、秩序を維持し学問研究に相応しい平和な環境を確立することによつて、大学自身、その自治能力を証明しなければならぬ。

そうして、これは文部大臣及び法務総裁にこれを送りまして、強く要望をして、その回答を求めることにして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) さよう取計らいます。

○相馬助治君 この際は、当委員会の専門員室に次の作業をやつて欲しいと思つておられる。この問題は、この問題に對して参考人として、委員長が本院にお喚びしたかたに、委員長名を以て只今決定された意見書を全部参考として送つてやつたらいいと思つておられる。

○委員長(梅原眞隆君) 今の相馬さんの御動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) さよう取計らいます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○岩間正男君 附則の第二項ですね。「他の法令に別段の定めのある場合を除く外」とありまして、そのあとの「この法律施行の日において公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。」という

ことなのでありますが、「他の法令に別段の定めのある場合」というのは、先ほどの六百七十八人に対しては、団体等規正令とか、政令第三百二十五号とか、こういうものが問題になるわけ

ですね。あと軍人の追放解除、いろいろ制限、こういう法令が同時に、発せられるのじやないですか。今のところ殆んどその見通しがはつきりしておるのじやないのですか。そうすれば当然これは今の六百七十八人についてもこういふ権利は取得される、こういうふう

に解釈していいですか。

○政府委員(相馬眞一君) ここで「他の法令に別段の定めのある場合」という他の法令とは、これは軍人、軍属の恩給を停止いたしました昭和二十一年勅令第六十八号、そのことを言つておられます。

○岩間正男君 そうしますと、当然この六百七十八人については、これはどういふことになりませうか、この原理は、政府委員(相馬眞一君) 六百七十八人につきましては、若しそれが、このポツダム政令が廃止されるまで、このポツダム政令が廃止されたあとに未解決のままで残るといふものが仮にあつたといつたとしても、そういたしますと附則第二項において、「この法律施行の日において公私の恩給、年金その他の手当又は利益を受ける権利又は資格を取得する。」と、こういうことになりませうので、どちらにいたしたところで、恩給受給権は回復するといふのであります。

○岩間正男君 回復するといふのであります。わかりました。

○委員長(梅原眞隆君) それでは文部委員会を散会いたします。

午後三時二十六分散会

昭和二十七年四月十八日印刷

昭和二十七年四月十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁